平成 28 年発生台風7号、9号、10 号による災害復旧工事に係る 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

現場代理人の兼務については、本市が発注する2件までの工事を認めておりますが、平成28年発生台風7号、9号、10号に伴う相当数の災害復旧工事を短期間に集中して施工する必要があることから、下記の条件に該当する工事に限り、現場代理人の兼務を2件から3件とする緩和措置を実施します。

記

1 対象工事

以下の全ての条件を満たす工事間で、現場代理人の兼務を3件まで認めることとします。

- (1) 本市が発注する工事で、災害復旧工事を含む場合。 ※ただし、災害復旧工事のみ3件の兼務は認めません。
- (2) 各々の請負代金額が3,500万円未満であること。
- (3) 兼務している期間中は、必ずいずれかの工事現場に常駐できること。
- (4) 常に工事発注担当課及び工事現場間の連絡が取れる体制にあることとし、現場代理人が作業期間中に工事現場を離れる場合は、連絡員は工事現場に滞在し、発注者との連絡に支障をきたさないこと。(連絡員の氏名は、施工計画書に示すものとする。)

2 手続き

現場代理人を兼務させる場合は、現場代理人兼務申請書(様式自由)を工事発注担当課に 1部提出してください。(申請書には兼務する他の工事請負契約書頭書の写しを添付してくだ さい。)

その後、工事発注担当課において常駐義務を緩和しても支障がないと認められる場合に、 兼務が承認されることになります。

3 適用

平成29年2月8日以後に公告又は指名通知を行う入札から適用します。

ただし、この緩和措置は「平成 28 年発生台風7号、9号、10 号による災害復旧工事」の臨時的措置とします。

4 問題が生じた場合の措置

兼務を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとします。

5 その他

営業所専任技術者は所属営業所に常勤していることが原則ですので、現場代理人になることができません。